

特定非営利活動法人日本火山学会理事会運営細則

(2014年11月2日制定, 2021年10月21日一部修正)

- 第 1 条 この運営細則は、特定非営利活動法人日本火山学会の理事会の運営に適用する。理事会の運営は定款第 30 条から第 38 条に基づき行われ、この細則はそれを補足するものである。
- 第 2 条 定款 31 条に定める理事会の議案については、定款第 32 条 1 項および 2 項による開催の場合には、理事からの提案に基づき会長がこれを定める。定款第 32 条 3 項による場合は監事がこれを指定する。
- 第 3 条 理事会の招集は、定款第 33 条 3 項に基づき、書面によって通知される。書面には、郵送される印刷物および電子メールに添付される電子ファイルが含まれる。
- 第 4 条 理事会の議長は、定款第 34 条に基づき会長がこれにあたるが、会長に事故がある場合には副会長がこれにあたる。それ以外の場合、理事会の互選により議長代理を立てることができる。
- 第 5 条 定款第 35 条に定める出席数は、会議場への参加のほか、遠隔会議により遠隔地から議論に参加する場合も議長の判断により出席とみなすことができる。電子メールによる会議の場合は、会議招集メールに記された期日内に招集メールへの返信により参加を表明した理事をもって出席者とする。
- 第 6 条 メール会議の場合は、会議招集、議論及び採決に関するメールは全理事に対して送信されなければならない。
- 第 7 条 1. 採決の際には、定款第 35 条に定める出席数を満たしていることが必要である。採決の方法は、議長の裁量により、挙手あるいは投票を持って行う。メール会議の場合の採決は、議決事項に対する賛否を表明したメールの返信にて行う。賛否を表明したメールの総数を採決時の出席数とする。
2. 定款 37 条 2 項に定める書面による表決は、あらかじめ通知した各事項の賛否についてのみに有効であり、議案並びに議決内容に変更ある場合には無効とする。
3. 出席できない理事は、出席する理事あるいは議長に表決権を委任することができる。その場合、表決権を委任される理事をあらかじめ書面により指名しなければならない。
- 第 8 条 1. 維持会員は、理事会を傍聴する権利を有する。理事会が特に必要であると判断するときは、理事会の一部あるいは全部を非公開で行うことができる。非公開とした場合、その理由を議事録に付記しなければならない。
2. 各委員会の委員は、該当委員会の委員長および議長の判断により、審議事項についての説明のため、理事会に同席できる。
3. 前項 1 における傍聴者は理事会における発言権を有しない。ただし、議長の判断による場合はこの限りではない。
- 第 9 条 理事会の議事録の作成は、庶務担当理事の所掌とする。定款第 38 条 2 項に基づき、署名人は理事会の出席者の中から議長が指名し、理事会の承認を経て選任される。議事録は、会員に対しては公開されなければならない。

附則

1. この細則は、2014年11月3日より実施する。
2. この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認する。